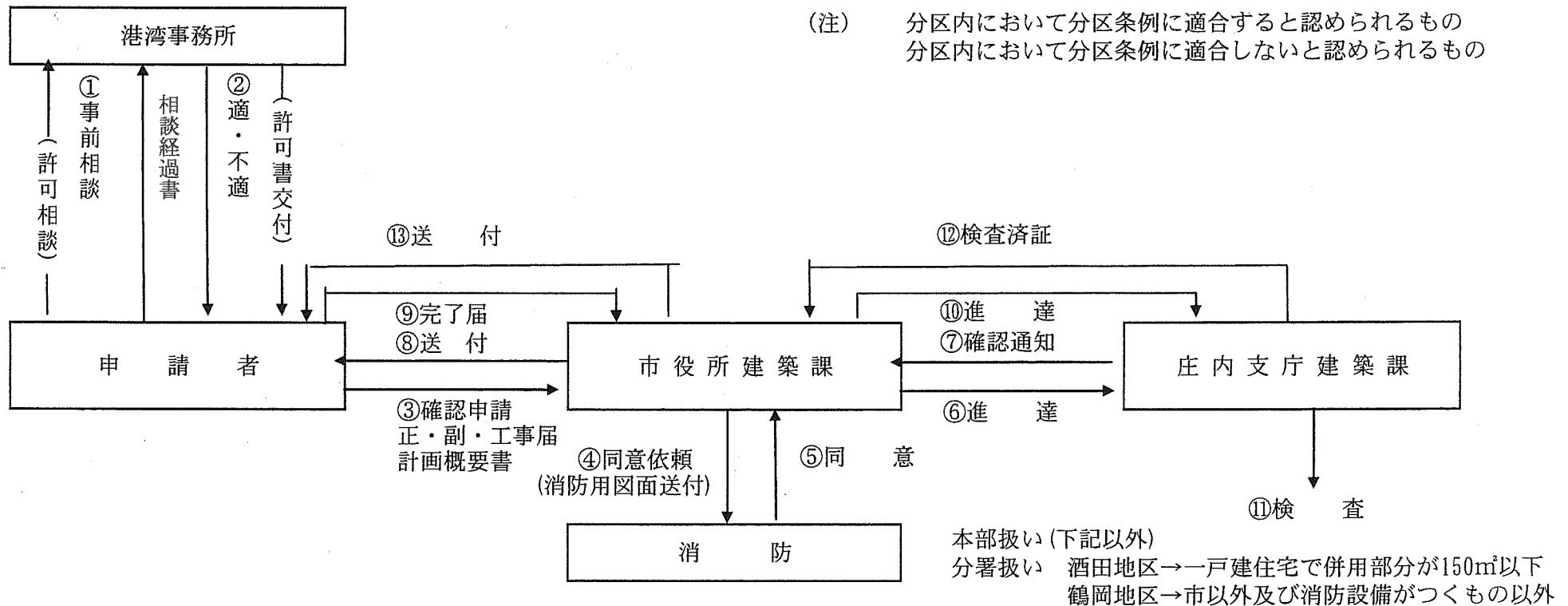


別紙5 (1)

〈建築確認申請者用〉

臨港地区の分区における建築物の建築確認申請及び完了届フロー図



- ・ 臨港地区内の分区における建築物の建設、改築、用途変更について建築確認申請を行う際は、事前に港湾事務所に相談してください。
- ・ その際には、建設、改築、用途変更をしようとする構築物（附帯施設を含む。）の位置・配置・用途・姿等の概要がわかる図書（位置図、配置平面図、求積図、立面図で簡略なもの）2部を持参してください。
- ・ 事前に相談を受けた港湾事務所は、相談経過書に適、不適を記し、その写を持参していただいた図書と一緒に相談者に交付します。（別記1）
- ・ 相談を受けた方は、相談経過書の写を添付して建築確認申請の手続きをしてください。
- ・ 知事の許可が必要な場合は、許可申請書を港湾事務所に提出してください。許可書の交付を受けた方は、その写を添付して建築確認申請の手続きをしてください。（別記2）